

# 関税法第69条第1項の規定に基づき、 同法第67条の検査を行う場所を指定する掲示

平18.1.10

掲 示 第 3 号

関税法（昭和29年法律第61号）第69条第1項の規定に基づき、同法第67条の検査を行う場所を次のように指定し、平成18年1月11日から施行する。

なお、「関税法第69条第1項の規定に基づき、同法第67条の検査を行う場所を指定する掲示」（昭和58年3月30日掲示第49号）は廃止する。

## 1 監視部統括監視官各部門において行う旅具通関扱いをする貨物に関する検査の場合

- (1) 本 関 改 品 場 旅 具 検 査 所
- (2) ポ ー ト タ ー ミ ナ ル 旅 具 検 査 所
- (3) ポ ー ト タ ー ミ ナ ル 監 所
- (4) 中 突 堤 旅 客 タ ー ミ ナ ル 旅 具 検 査 所
- (5) 監 視 部 取 締 部 門 本 部
- (6) 六 甲 ア イ ラ ン ド 監 所
- (7) 本 関 旅 具 検 査 室
- (8) 神 戸 空 港 旅 具 検 査 所
- (9) ヒラタ学園神戸エアセンター旅具検査所
- (10) 摩 耶 旅 具 検 査 所

## 2 本船扱検査の場合

指定保税地域の指定を受けた岸壁にけい留された船舶

## 3 ふ中扱検査の場合

次の各号に掲げる場所にけい留されたはしけ

- (1) 新港第1突堤から新港東ふ頭西岸壁までの間（三井倉庫株式会社三井棧橋を含む。）  
の物揚場
- (2) 新港第1突堤背後一文字北側の物揚場
- (3) 新港東ふ頭背後協同飼料株式会社旧神戸工場から新港第1号上屋までの物揚場
- (4) 新港東ふ頭東岸壁北端より南へ100mの間の物揚場
- (5) 兵庫ふ頭A～E岸壁
- (6) 兵庫ふ頭（西側）－3.6m物揚場

- (7) 摩耶埠頭基部西側から摩耶大橋東側取付基部までの間の物揚場
- (8) 摩耶大橋東側取付基部（南側）摩耶埠頭西岸壁北端より西へ100mの間の物揚場
- (9) ポートアイランド - 4m物揚場（その1）（北公園の東前面200mを除く。）
- (10) ドルフィンバース A～J
- (11) 六甲アイランド - 4m物揚場①

#### 4 上記1から3まで以外の場合

- (1) 保税地域
- (2) 税関官署

#### 5 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（昭和55年条約第25号）附属書Ⅰ、附属書Ⅱ及び附属書Ⅲの掲げる種（日本国が留保を付しているものを除く。）の標本（同条約第1条（b）に規定する標本をいう。）に該当する貨物（輸出貨物及び積戻し貨物を除く。）の検査の場合

上記1から4までにかかわらず次に掲げる場所

##### (1) 携帯品等旅具通関貨物

- イ 郵便事業株式会社神戸支店保税蔵置場
- ロ 本関改品場旅具検査所、ポートターミナル旅具検査所、中突堤旅客ターミナル旅具検査所、監視部取締部門本部、六甲アイランド監所、本関旅具検査室、神戸空港旅具検査所、ヒラタ学園神戸エアセンター旅具検査所及び摩耶旅具検査所

##### (2) (1)以外の貨物

- イ 神戸市内（須磨区、西区、垂水区及び北区を除く。）の各保税地域
- ロ 本関構内